

1962年10月16日(第6回目)

1. 開議及び閉会時刻(午前10時30分～午後5時50分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古渡藏 酒井郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 伸村 春勝 助役 呉屋 真徳 収入役 伸村 春松  
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 総務課長 沢山 安一  
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 春俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 敏 伊佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 施政方針に対する一般質問

1962年10月16日(第6回目)

1. 開議及び散会時刻(午前10時30分～午後5時50分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川井昌
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古渡藏清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋眞徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	財政課長	当山全喜	経済課長	沢山安一
建設課長	桑江良徳	小道課長	奥里督俊		

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 施政方針に対する一般質問

## 7. 会議の順番

議長～出席 21 名、市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より（第 6 日目）の会議を開きます。  
(午前 10 時 30 分)

議長～一斉質問の順番について、お詰り致します。

議長～1 番より順次に進みたいと思いますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、1 番より順次進めることに致します。

議長～では日程に入ります。  
日程第 1. 施政方針に対する一斉質問

議長～1 番議員より願います。

1 番～問 1. 当市の市昇格に伴う、都計に關連して隣村との合併問題の意義が増大してきているものと思料致しますが、市として本問題を促進する御意図があられるか、あられるならば具体的施策の構想について、又なければその理由、御見解について御伺い致します。

市長～具体的な施策構想は未だ出来ていませんが、今までの経過を申し上げると、政府の案では宜野湾、北中城、中城の合併したいとのことで去年 10 月の議会で市昇格の手続が決つてから、11 月頃 3 村の村長、議長が集まつて合併の話し合いをもつたが、そのときは北中城は積極的であつたが、中城は村民に語つてないが異存はないとの様で、その後 2. 3 回話し合つた。当時宜野湾としては市昇格が問題で、合併は見合して行きたい。然し政府の助言も合併を促進するような協議会でも作つて進めたるとの事であつたが、当時の議会では合併することになつてから協議会を設けるべきであるとの意向でそのままになつた。

市昇格に対しては、北中城、中城の両村は合併するのは待つてもらいたいとの気持で、若しこの事がブレークでもなつたら困ると思ひ身心を打込み熱心に地方課や関係庁をまわつて、合併問題とは別に市昇格の方を進めてもらいたいとお願いして、7 月に市昇格が実現したのであります。

結果 11 月から 3 月までは合併の話し合もあつたが、それ以後は話し合はもつておりません。

## 7. 会議の順番

議長～出席21名。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より（第6日目）の会議を開きます。  
(午前10時30分)

議長～一般質問の順番について、お詫び致します。

議長～1番より順次に進めたいと思いますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、1番より順次進めるに致します。

議長～では日程に入ります。  
日程第1. 施政方針に対する一般質問

議長～1番議員より願います。

1番～問1. 当市の市昇格に伴う、都計に関連して隣村との合併問題の意義が増大してきているものと思料致しますが、市として本問題を促進する御意図があられるか、あられるならば具体的な施策の構想について、又なければその理由、御見解について御伺い致します

市長～具体的な施策構想は未だ出来ていませんが、今までの経過を申し上げると、政府の案では宜野湾、北中城、中城の合併したいとのことで去年10月の議会で市昇格の手続が決つてから、11月頃3村の村長、議長が集まつて合併の話し合いをもつたが、そのときは北中城は積極的であつたが、中城は村民に語つてないが異存はないとの事で、その後2.3回話し合つた。当時宜野湾としては市昇格が問題で、合併は見合して行きたい。然し政府の助言も合併を促進するような協議会でも作つて進めたらとの事であつたが、当時の議会では合併することになつてから協議会を設けるべきであるとの意向でそのままになつた。

市昇格に対しては、北中城、中城の両村は合併するのは待つてもらいいたいとの気持で、若しこの事がブレークでもなつたら困ると思ひ身心を打込み熱心に地方課や関係庁をまわつて、合併問題とは別に市昇格の方を進めてもらいたいとお願いして、7月に市昇格が実現したのであります。

結局11月から3月までは合併の話し合もあつたが、それ以後は話し合はもつておりません。

今後は合併するか、しないか当市の態度を決めて行くべきであると思いますが、それには利点と困る点等の資料を集め検討して行く必要があると思う。

合併すると今までの小都市から大都市の状態になりますが、建設の問題ではないかと思う。

生活面の影響、市民の負担、人間関係の相、その他色々検討すべき事がある。それを検討して、現在は少々不利の点があつても将来に大いに益する事があれば、合併しても負担がよけいかならないような処置をしてもらいたい、共々に発展して行くと云う結論が出たら促進委員会等設置して合併にふみ切つて行きたいが、今の段階では具体的の方策は立てておりません。

1番～結論的に合併が良ければ、合併しても良いとのことでありますかが積極的に問題を出して諮問する考へはないか。

市長～合併するとなれば、議会に諮問して全員で審議するか、又は委員を上げてやるか、資料も収集し対策委員等も設けてやつて行きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時46分)

19番～関連質問を致します。合併することによつて、総局は建設の問題であると云われるが、これは現状のままで又目標であるのか、例へば、都市計画で充実した宜野湾市にするという場所、距離的に考へた場合真志喜・大諫名の西端から北中城の東端まで又中城もこれに入れて大きな構想で、都計を準備するのが市の発展と考へられるが、

市長～只今都計と合併との問題での質問かと存じますが、都計は行政区を越えて市の勢力圏内として、東は中城々北は北谷のトンネルの北側、また港、西原を含めて大体の案は出来ている。

議長～外に関連質問はございませんか。なければ次に進めます。

1番～問2、役所機構改革について、具体策がありましたら御伺いします

市長～施政方針にも取り上げてありますが、具体策は未だ出来ておりませんが、市としての機構に除々にもつて行きたいと思つております。来年の予算議会までには、出る範囲内で逐次やつて行きたいと思つております。

4番～関連質問を致します。役所内の機構改革とその充実を計るために

今後は合併するか、しないか市の態度を決めて行くべきであると思いますが、それには利点と困る点等の資料を集め検討して行く必要があると思う。

合併すると今までの小都市から大都市の状態になりますが、延設の問題ではないかと思う。

生活面の影響、市民の負担、人間関係の和、その他色々検討すべき事がある。それ等を検討して、現在は少々不利の点があつても将来に大いに益する事があれば、合併しても負担がよけいかからないような処置をしてもらいたい、共々に発展して行くと云う懇意が出来たら促進委員会等設置して合併にふみ切って行きたいが、今の段階では具体的の方策は立てておりません。

1番～結論的に合併が良ければ、合併しても良いとのことでありますか積極的に問題を出して諮詢する者へはないか。

市長～合併するとなれば、議会に諮詢して全員で審議するか、又は委員会を上げてやるか、資料も収集し対策委員等も設けてやつて行きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。（午前10時45分）

議長～再開致します。（午前10時46分）

19番～関連質問を致します。合併することによつて、結構は延設の問題であると云れるが、これは現状のままで又目標であるのか。

例へば、都市計画で充実した宜野湾市にするという場合、距離的に考へた場合真志喜・大瀬名の西端から北中城の東端まで又中城もこれに入れて大きな構想で、都計を準備するのが市の発展と考へられるが、

市長～只今都計と合併との問題での質問かと存じますが、都計は行政区を越えて市の勢力範囲内として、東は中城々北は北谷のトンネルの北側、また港、西原を含めて大体の案は出来ている。

議長～外に関連質問はございませんか。なければ次に進めます。

1番～問2. 役所機構改革について、具体策がありましたら御伺いします

市長～施政方針にも取り上げてありますが、具体案は未だ出来ておりませんが、市としての機構に際々にもつて行きたいと思つております。来年の予算議会まれには、出る範囲内で逐次やつて行きたいと思つております。

4番～関連質問を致します。役所内の機構改革とその充実を計るために

いかなる方法で進めるか具体的な施策を問う。

市長～今先申し上げたように来年度の予算議会までに逐次やつて行きたいと思つております。今直ぐどうするということは発表出来ない。

16番～関連質問を致します。前議会、前監査委員からも要望がありました通り、参ばう本部とも云うべき處がなく、各課バラバラの感じがするので、そこを統一して参ばう本部約な企画室考えられるべきであると思うがその点について。

市長～同感であります。7月、8月、9月と市昇格行事並びに選舉と多忙なため、予算がなかつたのであります。非常に重要な事を急いで行うのは困難でありますので慎重に取扱うと云う意味で現在具体的には出来ておりません。

9番(市長)現在、義務、財政、経済、建設、水道と課がありますが、課によつては5つ6つも担当してありますのでせめて2つ位にして職員も専門的にやらせようと思う、それには予算とも関連致しますので、その面からも検討して行きたいと思つております。

15番～関連質問を致します。機構改革の中で、那覇市や糸満町のやつているように、案内係を置く考へはないかどうか。

15番～役所の機構とも関連致しますが、行政庁でありますので住民全体の役所という意味で、ここに来る方が喜んで気軽に自分の用事が済されるようサービス面の改善を怠頭におくべきと感じます。今後検討したい、現在置いてはありますが、構内電話の交換も兼ねておりますので手がまわらない状態であります。

15番～職員採用については、試験で採用すべきと思いますがこれについて御伺いします。

市長～職員採用は非常に難しい問題で、採用しても直ぐ退め行つたり又技術面の点もあつて何でも出来ると云う人の採用は難しく、大体無理の場合は(1, 2名)の採用のときは、多くの応募者が来て迷惑しますので、その都度採用している。一度に多くの人を採用するときは公務員規定等設けてやらなければならないと思っている。

15番～役所機構の充実を目標に掲げておますが、役所職員が3万市民に影響するだけに職務に忠実に専念していることは喜ばしい。然しながら中には自分の職責が3万市民にはう仕すると云う事を理解しているか疑はしい職員がいるが、市長は部下が市民に対するほう仕で完全に職務を遂行していると思うか。

市長～人間である以上、仕事面、社会に接する面で過失もあると思うが、

いかなる方法で進めるか具体的な施策を問う。

市長～今先申し上げたように来年度の予算議会まれに逐次やつて行きたいと思つております。今直ぐどうするということは発表出来ない。

16番～関連質問を致します。前議会、前監査委員からも要望がありました通り、参ばう本部とも云うべき処がなく、各課バラバラの感じがあるので、そこを統一して参ばう本部的な企画室考えられるべきであると思うがその点について。

市長～同感であります。7月、8月、9月と市昇格行事並びに選挙と多忙なため、予猶がなかつたのであります。非常に重要な事を急いで行うのは困難でありますので慎重に取扱うと云う意味で現在具体的には出来ておりません。

9番(市長)現在、総務、財政、経済、建設、水道と課がありますが、課によつては5つ6つも担当してありますのでせめて2つ位にして職員も専門的にやらせようと思う、それには予算とも関連致しますので、その面からも検討して行きたいと思つております。

15番～関連質問を致します。機構改革の中で、那朝市や糸満町のやつているように、案内係を置く考へはないかどうか。

綱領長～役所の機構とも関連致しますが、行政庁でありますので住民全体の役所という意味で、ここに来られる人々が喜こんで気軽に自分の用事が済されるようサービス面の改善を怠頭におくべきと感じます。今後検討したい、現在置いてはありますが、構内電話の交換も兼ねておりますので手がまわらない状態であります。

15番～職員採用については、試験で採用すべきと思いますがこれについて御伺いします。

市長～職員採用は非常に難しい問題で、採用しても直ぐ退め行つたり又技術面の点もあつて何でも出来ると云う人の採用は難しく、大体補充の場合(1, 2名)の採用のときは、多くの応募者が来て迷惑しますので、その都度採用している。

一度に多くの人を採用するときは公務員規定等設けてやらなければならないと思つている。

5番～役所機構の充実を目標に掲げておますが、役所職員が3万市民に影響するだけに職務に忠実に専念していることは喜ばしい。然しながら中には自分の職責が3万市民にはう仕すると云う事を理解しているか疑はしい職員がいるが、市長は部下が市民に対するはう仕で完全に職務を遂行していると思うか。

市長～人間である以上、仕事面、社会に接する面で過失もあると思うが。

市長はたえず職員を見るということも不可能であり、普段の仕事は各課長がしか見ておりませんので、若しそのような職員があれば市長様、課長にでも申し出てもらいたい。

5番～職員が12分に職務に専念していると思うのか、

市長～はいそう思つております。

6番～人間は同じ所に10年も20年もいる事は、趣味、計画性、研究意欲が高く、深入しないというのが真理であると思うが、職員は公ぼくがあるので、出来れば年々団位の移動もあるべきである。

本人の意志を得て通勤通所に配慮すると云う事は行政事務をスムーズにするためにも良いと思う。

7番～車にも昇格したし、こちらで機構改革ともあいまつて人事の配慮も考えてもらいたい。

議長～外にありませんか、なければ次に進みます。

1番～聞3、行政区と区長廢止に伴つて、これに代るべく施策の御構想又は御構圖について、御伺いします。

市長～これについては、各区長とも話し合いをもちましたが、更に明日地方議の主催で中都市町村長をコザに集め、これに対する今後の処置について説明会がありますので、御指導をおねがいたいと思っております。これは市町村の自治行政をどう処理していくかが大きな問題であるが、廢止になつたから全部なくまとまると云うことは無理であります。これに代るべき方法を講じなければならないと思いますので、検討をして処理して行きたいと思う。

4番～行政区画の整理が先決だと良く云われているし、又幸にして市長の施政方針にもうたわれているが、如何なる構想で何時実行するか

市長～今まで行政面において、不便で困難であり又住所と行政とが一致しないので、整理したいと思う。

そうするには区画、地番等の整理が必要であり、土地調査をして境界をはつきりさせなければならない。

恒久的な整理までは出来ないので、暫定処置として早くやつて行きたいと思っております。

3番～この問題は2、3年前からの問題で、早急に処理するよう前の議会においても要望申し上げたが、地番と行政区を一致させようとして遅れていると思うが、本土では家屋法でもつてやつているようありますが、この点について研究されたかどうか。

市長はたえず職員を見るということも不可能であり、普段の仕事は各課長がしか見ておりませんので、若しそのような職員がおれば市長・課長にでも申し出てもらいたい。

5番～職員が12分に職務に専念していると思うのか。

市長～はいそう思つております。

8番～人間は同じ所に10年も20年もいる事は、趣味、計画性、研究意志がなく、深入しないというのが真理であると思うが、職員は公ぼくであるので、出来れば年1回位の移動もあるべきである。

本人の意志を得て適材適所に配置すると云う事は行政事務をスムーズにするためにも良いと思う。

市にも昇格したし、ここらで機構改革ともあいまつて人事の配置も考えてもらいたい。

議長～外にありませんか。なければ次に進みます。

1番～問3. 行政区と区長廢止に伴つて、これに代るべく施策の御構想又は御計画について、御伺いします。

市長～これについては、各区長とも話し合いをもちましたが、更に明日地方課の主催で中都市町村長をコサに集め、これに対する今後の処置について説明会がありますので、御指導をあをぎたいと思つてります。これは市町村の目治行政をどう処理して行くかが大きな問題であるが、廢止になつたから全部なくみると云うことは無理であります。これに代るべき方法を構じなければならないと思いますので、検討をして処理して行きたいと思う。

4番～行政区画の整理が先決だと良く云われているし、父幸にして市長の施政方針にもうたわっているが、如何なる構想で何時頃実施するか

市長～今まで行政面において、不便で困難であり又住所と行政とが一致しないので、整理したいと思う。

そうするには区画、地番等の整理が必要であり、土地調査をして境界をはつきりさせなければならない。

恒久的な整理までは出来ないので、暫定処置としてでも早くやつて行きたいと思っております。

3番～この問題は2.3.前からの問題で、早急に処理するよう前の議会においても要望申し上げたが、地番と行政区を一致させようとして遅れていると思うが、本土では家屋法でもつてやつているようですが、この点について併究されたかどうか。

市長～区を定めるには位置を決定しなければならない、家屋の場合とひとひであります。それよりかは誰にも良くわかるように土地の区割して地番を打つた方法が良いと思つてあります。

10番～行政区画の整理については2・3年前から問題になつているが、市長としては現在どのような構想をもつておられるか。

市長～住民や部落民のもりあがりで、それに応じて整理もしたいと思うがそれが出来なければ案を出して検討してもらいたい不便を感じている地域からやりたいと思つておられる。

19番～土地測量後行政区画をしたいとのことであるが、この測量がどの位まで進み、又何時頃終つて何時頃から行政区画の設定が出来るのか

市長～恒久的な整理は測量後でないと出来ないが、暫定として地番にこだわらずにやつて行きたい。

測量が全部完了するには後2ヶ月位はかかると思う、普天間から5号線通り彌蔵で終つて我如古に一部残つて、大畠名字地泊・真志喜にかかつておられる。

3番～行政区画の変更は暫定的でも良いから早くしなければならないと思うが、何時頃までに案を出すか。

市長～本年度で不可能でありますので来年7月頃しか出来ない。

8番～この問題は2・3年前からの問題であるが、普天間開拓地の場合市民も行政区画の問題は非常に期待しております。然しながら当局と区民との話し合いをしたとのことはきいてない。位置の問題、現実の問題として今日明日でも施行すべき重要な問題であり、計画を立て早く議会に提案して看々実施されるよう御要望致します。

市長～来年の予算議会までは提案したいと思つております。

10番～行政区画については、都計とマッチした構想でやるのか、それとも現在の旧部落を単位としてやるのか。

何れの場合を予をふれる。

市長～これは何れの場合も考えなければならないと思う。都計との関連は境界の点になると思いますが、これは道路、排水等ではつきりした境界にしたい。構想というものは試案を作らないとどうこうとはいえない

9番～区長制度の廢止については新聞でしか聞いてないが、何時頃まで続ける。

市長～区を定めるには位置を決定しなければならない、家屋の場合とびとびであり困ると思う。それよりかは誰にも良くわかるように土地の区割して地番を打つた方法が良いと思つております。

10番～行政区画の整理については2・3年前から問題になつてゐるが、市長としては現在どのような構想をもつてゐるか。

市長～住民や部落民のもりあがりで、それに応じて整理もしたいと思うがそれが出来なければ案を出して検討してもらい不便を感じている地域からやりたいと思つてゐる。

19番～土地測量後行政区画をしたいとのことであるが、この測量がどの位まで進み、又何時頃終つて何時頃から行政区画の設定が出来るのか

市長～恒久的な整埋は測量後でないと出来ないが、暫定として地番にこだわらずにやつて行きたい。

測量が全部完了するには後2ヶ月位はかかると思う、  
普大間から5号線を通り島原で終つて我那古に一部残つて、大諏名字地泊・真志喜にかかつてゐる。

3番～行政区画の変更は暫定的でも良いから早くしなければならないと思うが、何時頃までに案を出すか。

市長～本年度で不可能でありますので来年7月頃しか出来ない。

8番～この問題は2・3年前からの問題であるが、普大間開放地の場合市民も行政区画の問題は非常に期待しております。  
然しながら当局と区民との話し合いをしたとのことはきいてない。  
位置の問題、現実の問題として今日明日でも施行すべき重要問題であり、計画を立てて早く議会に提案して着々実施されるよう御要望致します。

市長～来年の予算議会まれには提案したいと思つております。

10番～行政区画については、都計とマツチした構想でやるのか、それとも現在の旧部落を単位としてやるのか。

何れの場合を考へられる。

市長～これは何れの場合も考えなければならないと思う。都計との関連は境界の点になると思いますが、~~川~~道路、~~水~~等ではつきりした境界にしたい。構想というものは試案を作らないとどうこうとはいえない

9番～区長制度の廃止については新聞でしか聞いてないが、何時頃まで続けらる。

市長～現区長の任期中であります。

議長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時37分)

議長～外にありませんか。(ないものと認め次に進みます)

1番～当市議会事務局の設置の是非について、市長の見解又は具体案がありましたら御伺いします。

市長～市としても一応事務局も設置されているようになつておりますが、その充実については、皆様方と話し合つてやつて行きたいと思つております。

1番～現在事務局は設置されておりますが、条例を認定して事務局を設置するとなれば局長・職員を置かねば出来ないと思うが。

市長～事務局はないが、事務機関としてはある。しかしながら法的にいう局ではない。

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時45分)

議長～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

2番～問1.については先の御説明により良くわかりました。

2番～問2.市の行政連絡面のスピード化、その他緊急時の連絡等の迅速化に關連して各区に電話設置の件で、前議会でも取上げられたと聞いておりますが、市として如何なる電話設置の計画をしているか御伺いします。

市長～電話設置の必要があるとして昨年の予算にも計上してありましたが色々の事情によつて普天間・普天間二区・野嵩・大山・伊佐・大崎名しか完成しておらず、63年度予算でも10所分計上してあります。

5番～電話設置の工事は全額市の負担であるのか。

市長～はい工事費は市負担でありますが、その後の維持管理は別であります。

議長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

市長～現区長の任期中であります。

議長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時37分)

議長～外にありませんか。(ないものと認め次に進みます)

1番～当市議会事務局の設置の是非について、市長の見解又は具体案がありましたら御伺いします。

市長～市としても一応事務局も設置されているようになつておりますが、その充実については、皆様方と話し合つてやつて行きたいと思つております。

1番～現在事務局は設置されておりますが、条例を設定して事務局を設置するとなれば局長・職員を置かねば出来ないと思うが。

市長～事務局はないが、事務機関としてはある。しかしながら法的にいう局ではない。

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時45分)

議長～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

2番～問1.については先の御説明により良くなかりました。

2番～問2.市の行政連絡面のスピード化、その他緊急時の通報等の迅速化に關連して各区に電話設置の計画件で、前議会でも取上げられたと聞いておりますが、市として如何なる電話設置の計画をしているか御伺いします。

市長～電話設置の必要があるとして昨年の予算にも計上してありましたが色々の事情によつて普大間・普大間二区・野高・大山・伊佐・大瀬名しか完成しておりませんが、63年度予算でも10所分計上しています。

3番～電話設置の工事は全額市の負担であるのか。

市長～はい工事費は市負担でありますが、その後の維持管理は別であります

議長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

3番 ~1問、議会対策について聞う。

市長 ~ばく然として良くわからないが、議会も市長もねらいは市の発展と市民の福し向上を計るということであつて、どこまでも対~~手~~<sup>議</sup>の立場で仕事を進めて行くのが、市の発展であり又市民の福し向上を計ることが出来るのではないかと思つております。

議長 ~暫休憩致します。(午後11時57分)

議長 ~再開致します(午後零7分)

3番 ~政府関係の予算等かく得状況と接渉経過について聞う。

市長は政府の予算が決つてから接渉に行くことであつたが、我々としては、なるべくその前に接渉して予算をかくとくして戴きたいと思うが。

市長~ 失対事業の補助金、水道関係の補助金、大山の道路等のも接渉に行きました、尚、今後その面努力して行きたいと思つております。

議長 ~暫休憩致します。(午後零時10分)

議長 ~再開致します(午後零時16分)

3番 ~問3、那覇市水源地の問題は如何にして処理なされる考へか。

市長 ~那覇市としては、委員会を構成して話し合いをしようとのことであるが、那覇市の都合によつて未だ話し合はもつておりません。

水道課長 ~議会と一諸になつて接渉もしたが、又当局としても委員会をもつて話し合いをもつて行くにはどういう方法でやるかと、那覇市に行つた結果、8月に課長、その他の職員の人事移動があるので、それまで待つてもらいたいと、又当市においては市長、議員の選挙があり先月那覇市に行つた所、12月頃しようとのことでありました。

3番 ~那覇市の場合は喜友名、真志喜の水源地かく得を呼びかけているような動き~~で~~、12月までまとまるか。  
那覇市の場合は役員でありますので、市が積極的に出なければ出来ない、又補償の点はどの課に属するか。

市長 ~水道に関しては水道課、補償に関しては農作物になると経済課、接渉になると総務課で担当することになります。

3番 ~これは何時頃からやるのか又準備は何時頃かするのか。

3番 ~ 1問・議会対策について問う。

市長 ~ ばく然として良くは知らないが、議会も市長もねらいは市の発展と市民の福し向上を計ることであて、どこまでも対当の立場で仕事を進めて行くのが、市の発展であり又市民の福し向上を計ることが出来るのではないかと思つております。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後 11時 57分)

議長 ~ 再開致します(午後零時 7分)

3番 ~ 政府関係の予算等かく得状況と接渉経過について問う。

市長は政府の予算が決つてから接渉に行くとのことであつたが、我々としては、なるべくその前に接渉して予算をかくとくして載きたいたいと思うが。

市長 ~ 失効事業の補助金・水道関係の補助金、大山の道路等のも接渉に行きました、尚、今後その面努力して行きたいと思つております。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後零時 10分)

議長 ~ 再開致します(午後零時 16分)

3番 ~ 問3・那覇市水源地の問題は如何にして処理なされる考へか。

市長 ~ 那覇市としては、委員会を構成して話し合いをしようとのことであるが、那覇市の都合によつて未だ話し合はもつておりません。

水道課長 ~ 議会と一諸になつて接渉もしたが、又当局としても委員会をもつて話し合いをもつて行くにはどういう方法でやるかと、那覇市に行つた結果、8月に課長。その他職員の人事移動があるので、それまで待つてもらいたいと。又当市においては市長・議員の選挙があり先月那覇市に行つた所、12月頃しようとのことありました。

3番 ~ 那覇市の場合は喜友名・真志喜の水源地かく得を呼びかけているような動きが、12月までまるでありますか。

那覇市の場合は受身でありますので、市が積極的に出なければ出来ない。又補償の点はどの課に属するか。

市長 ~ 水道に関しては水道課・補償に関しては農作物になると経済課・接渉になると総務課で担当することになります。

3番 ~ これは何時頃からやるのか又準備は何時頃かするのか。

水道課長～12月に定期会があるようですからその前に委員の構成をして話し合つて行きたいと思つております。

3番～那覇市においては、真志喜・喜友名の水源地を軍に接渉しているようであるが、それでも12月までまつのか。

市長～那覇市にはそのような考え方はないと言つておるが。

水道課長～タイムス紙上に那覇市は真志喜・喜友名から取水するとあつて、その件について水道公社に聞たところ、那覇市の漏水が高率で45%もあり、水不足で悩んでるので軍指令部が直接那覇市と水道公社に漏水量、じう水場、配管、源水場等を調査し、全島的に水源調査をして、その資料によるとまき港川・ヨーゲ橋の上・真志喜・伊佐の部隊内からの水がよいではないかとの事で、軍からの水喫があつたが、その後は知らないとの事であつた。水道公社としても宜野湾も水道事業をしているし、利権があるので問題はないと言つた。

3番～水道条例にも自己水源を保有し給水するものとすとあります、自己水源をもつ意図があるかどうか。

水道課長～現在需要家の給水におわれ、工事の改造・建設中であり、将来は自己水源をもたなければならぬと思う。宜野湾市には真志喜・大山・伊佐・喜友名と水源地が多くあり、給水人口を算定しないと不明であります、将来自己水源でやると給水人口の計算・水源の水量等も計算して、10年20年後の給水人口も算定して計画したいと思つております。

3番～宜野湾の水は戦前から那覇市に使用され、戦後那覇市が取水している水源地は全面取水している事と、又那覇市が真志喜・喜友名の水源地開発をするという面におきまして、これが実現した場合那覇市が計画・実施後に統合せてもどうにならぬので、早急にその対策を立ててもらいたい。又那覇市では条例で委員会を設置するとの事であります、当市でも早く委員構成をされ接渉の段階にもつて行つてもらうよう御要望致します。

水道課長～12月に定例会があるようですからその前に委員の構成をして詰し合つて行きたいと思つております。

3番～那覇市においては、真志喜・喜友名の水源地を軍に接渉しているようであるが、それでも12月までまつのか。

市長～那覇市にはそのような考えはないと聞いています。

水道課長～タイムス紙上に那覇市は真志喜・喜友名から取水するとあつて、その件について水道公社に聞たこと、那覇市の漏水が高率で45%もあり、水不足で悩んでるので軍指令部が直接那覇市と水道公社に漏水量・じう水場・配管・源水地等を調査し、全島的に水源調査をして、その資料によるとまき橋川・ヨーロ橋の上・真志喜・伊佐の部隊内からの水がよいではないかとの事で、軍からの点検があつたが、その後は知らないとの事であつた。  
水道公社としても宜野湾も水道事業をしているし、利権があるので問題はないと言われた。

3番～水道条例にも自己水源を保有し給水するものとすとありますが、自己水源をもつ意志があるかどうか。

水道課長～現在需要家の給水におわれ、工事の改造・建設中であり、将来は自己水源をもたなければならぬと思う。  
宜野湾市には真志喜・大山・伊佐・喜友名と水源地が多くあり、給水人口を算定しないと不明であります。将来自己水源でやると給水人口の計算・水源の水量等も計算して、10年20年後の給水人口も算定して計画したいと思っております。

3番～宜野湾の水は戦前から那覇市に使用され、戦後那覇市が取水している水源地は全面取水している事と、又那覇市が真志喜・喜友名の水源地開発をするという面におきまして、これが実現した場合那覇市が計画・実施後に融合せしてもどうにならぬので、早急にその対策を立てもらいたい。  
又那覇市では条例で委員会を設置するとの事ですが、当市でも早く委員構成をされ接渉の段階にもつて行つてもらうよう御要望致します。

6番 ~ 効議を提出致します。

このような調子では、会期内で後10名位しか出来ないと思いますが  
もつと簡潔に時間を短縮して進める方法良いです。

10番 ~ 只今時間の問題の効議が出ておりますが、私としては一般質問は充分に時間をかけて、詳しく聞いた方が良いと思います。

(賛成と呼ぶものあり)

議長 ~ 只今10番よりの効議は、所定の賛成がありましたので、効議は成立致しました。  
お詫び致します。効議のとおり進めることに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~ 御異がないものと認め、只今の効議のとおり進めることに致します

議長 ~ 暫休憩致します。(午後零時37分)  
議長 ~ 再開致します。(午後零時41分)

19番 ~ 水道条例第3条に本市の水道は自己水源を保有して給水するとうた  
われているが、市長としてはどう考えるか。  
軍用地内の水源は貿易契約条件等で軍の承諾が必要だと思うが、又  
自己水源をもつという構想があらわれるなら早急に確保すべき必要が  
あると思うが。

市長 ~ 将来自己水源でやりたいという事は条例のとおりである。  
軍用地内の水を取るには軍の許可が必要であります。水源地の開発  
については議会の皆様方と一緒にになってやつて行きたい。  
私としては事業でありますので採算面も検討して行かなければ出来  
ないと思つております。

9番 ~ 水道条例の第3条の自己水源でやる場合、当市にどの位の水量があ  
るか。

水道課長 ~ 那覇市が戦前使用した場合の資料がありますので、後でお答え致  
します。喜友名川の場合1日最大給水量が880立方メートルであります。  
その他のについては未調査で不明であります。

19番 ~ 市長は将来自己水源をもつとの事でありますが、当市の水源(伊佐  
浜川等)が那覇に取水された場合、自己水源での給水は不可能にな  
ると思います。当市としては永久に値段の高い水道公社の水を買わ  
なければならないことになるが、これについてどうお考えになるか  
又現在の市の水源地だけでは給水は不足とのことであるが、喜友名  
川だけでは確かに不足すると思うが、他の水源を開拓しても不足す

6番 ~動議を提出致します。

このような調子では、会期内で後10名位しか出来ないと思いますが  
もつと簡潔に時間を短縮して進める方法良いです。

10番~ 只今時間の問題の動議が出ておりますが、私としては一般質問は充分に時間をかけて、詳しく聞いた方が良いと思います。

(賛成と呼ぶものあり)

議長 ~只今10番よりの動議は、所定の賛成がありましたので、動議は成立致しました。  
お詫び致します。動議のとおり進めることに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~御異がないものと認め、只今の動議のとおり進めることに致します

議長 ~暫休憩致します。(午後零時37分)

議長 ~再開致します。(午後零時41分)

19番~水道条例第3条に本市の水道は自己水源を保有して給水するとうた  
われているが、市長としてはどう考えるか。

軍用地内の水源は貢賃契約条件等で軍の承諾が必要だと思うが、又  
自己水源をもつという構想があられるなら早急に確保すべき必要が  
あると思うが。

市長 ~将来自己水源でやりたいという事は条例のとおりである。

軍用地内の水を取るには軍の許可が必要であります。水源地の開発  
については議会の皆様方と一緒にになってやつて行きたい。

私としては事業でありますので採算面も検討して行かなければ出来  
ないと思つております。

9番 ~水道条例の第3条の自己水源でやる場合、当市にどの位の水量があ  
るか。

水道課長~那覇市が戦前使用した場合の資料がありますので、後でお答え致  
します。喜友名川の場合1日最大給水量が880立万米であります。  
その他については未調査で不明であります。

19番~市長は将来自己水源をもつとの事でありますが、当市の水源(伊佐  
浜川等)が那覇に取水された場合、自己水源での給水は不可能にな  
ると思います。当市としては永久に値段の高い水道公社の水を買わ  
なければならないことになるが、これについてどうお考えになるか  
又現在の市の水源地だけでは給水は不足とのことであるが、喜友名  
川だけでは確かに不足すると思うが、他の水源を開発しても不足す

るのか。

水道課長～水源確保の面においては同感であります。喜友名川以外の水量調査は未だしておりません。

議長～暫休憩をします。(午後零時50分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

4番～聞4.商工業の保護育成策について問う。

市長～商工業については、去年から担当の職員を置いて業者の育成を計っています。又商工会ともたえず連絡をとつてやつております。中小企業者の問題は多々ありますが、特に資金面で困っているようで、目掛模倣のような高い利子で資金を作つているようであり、それについて關係の深い商工信協等を作つて資金運営面に便宜を計る必要はないかと考えています。又もう一つは同じ業者の同志打がないように業態を表す要覧等も作つて商工業の実態を知つてもらうようしたいと思つております。

3番～市の使用する消耗品や備品等ありますが、これは市内の商工業者から買入れているのか、値段の關係もあると思いますが、なるべく市内の商工業者から買入れるようにしてもらいたい。

市長～消耗品の購入については色々ありますが、市内からも市外からも購入しております。市内の商工業者を大いに発展させるには、大いに利用すべきであるとのことでありますが、自治行政のあり方からしますと少ない金で大きな効果をもたらすと云う意味で、場合によつては誠実で安くなる所を選んでやつております。

4番～市として商工業の保護育成と云われておりますが、今までには商工会を対象に補助金を出すと云う位のものであつたと思うが、市にも昇格致しましたし健全な企業にするためには、政治力の指導力が入ると思うが、又商工信協はどうなつてゐるか。

市長～色々と話をして見たが、今の處あまり乗気でないが、いずれ話し合いをもちたいと思います。

経済課長～商工信協については、他市町村も調査致しましたが、それには条件があります。やる気があり条件がかなえるなら宜野湾単独でも出来ます。然しながら現在それを進める人がいないので、時期が来るまでコザ信協に加入しても良いと思い向うの意向を聞いた所、日々の面で出来ないとの事でした。

商工業者の意志があつて、やつたときには協力は出来ますが、今の

るのか。

水道課長～水源確保の面においては同感であります。喜友名川以外の小量調査は未だしておりません。

議長～暫休憩致します。(午後答時50分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

4番～問4.商工業の保護育成策について伺う。

市長～商工業については、去年から担当の職員を置いて業者の育成を計つております。又商工会ともたえず連絡をとつてやつております。  
中小企業者の問題は多々ありますが、特に資金面で困っているようで、日換換合のような高い利子で資金を作つていているようであり、それについて関係の深い商工信協等を作つて資金運営面に便宜を計る必要はないかと考えています。又もう一つは同じ業者の同志打がないように業態を表す要覧等も作つて商工業の実態を知つてもらうようになつたいたいと思つております。

3番～市の使用する消耗品や備品等ありますが、これは市内の商工業者から買入しているのか、値段の關係もあると想いますが、なるべく市内の商工業者から買入れるようにしてもらいたい。

市長～消耗品の購入については色々ありますが、市内からも市外からも購入しております。  
市内の商工業者を大いに発展させるには、大いに利用すべきであるとのことでありますが、自治行政のあり方からしますと少ない金で大きな効果をもたらすと云う意味で、場合によつては誠実で安く出来る所を選んでやつております。

4番～市として商工業の保護育成と云はれておりますが、今まででは商工会を対象に補助金を出すと云う位のもであつたと思うが、市にも昇格致しましたし健全な企業にするためには、政治力の指導力が入ると恩うが、又商工信協はどうなつているか。

市長～色々と詰しをして見たが、今の處あまり乘気でないが、いずれ詰し合いをもちたいと思います。

経済課長～商工信協については、他市町村も調査致しましたが、それには条件があります。やる気があり条件がかなえるなら宜野湾単独でも出来ます。然しながら現在それを進める人がいないので、時期が来るまでコザ信協に加入しても良いと思い向うの意向を聞いた處、色々の面で出来ないとの事がありました。

商工業者の意志があつて、やつたときには協力は出来ますが、今の

処する人がいない状態であります。

皆様方からも業者に啓もうして早くつくるようにさせてもらいたい商工業者の法的の保護もあり、資金を集めることも重要であります。運営も充分可能と思うし、商工業を保護育成して行くにも最善の方法と思つております。

14番～商工信協の敷地の点であるが、若し信協をつくった場合市有の敷地が借りられるかどうか。

市長～今の処別に以つてない。

4番～商工業育成策として今直ぐ考えられるのは、市内にある商工会が普天間一帯のものだと非難もありますが、市としては大きな組織、いわゆる市一円の商工会にするために側面からどんな方法で働きかけられたか。

市長～市の商工会に聞いた所、全市の商工业者に呼びかけているが、入会して来ないとのことであります。

3番～問5については省略します。  
問6. 都計を継続なされると云われるが、在任中に実施なされる都計の金額と実施予定を年次毎に示めしてもらいたい。

市長～非常に大事な問題であります。マスタープランが出来ると年次別のものが出来ますが今の処未だ出来ておりません。全体のプランも出来ておりませので、年次毎の実施予定は示されませんが、いざ仕事をやる場合は政府の認可と補助を得てからやろうと思います。政府の審議会で一議になつて事業計画を決定しますので、決定にならないと仕事は進めることは出来ない。

建設課長～マスタープランを提出して都計の認可を待つています。予算も組まれておますが、その通り実施出来るかどうか不明であります。市案として実施の予定は、本年12月から63年の3月までにマスタープランの法的決定、普天間の排水工事を62年11月から63年5月までに終えたい。又マスタープランの決定に附隨して区画整理の準備があります。第1年次が大畠名・真志喜・字地泊の現況測量、12月から1月は諸準備、3月以後に区画整理をしようと思つております。

大山・伊佐を63年7月から10月まで現況測量、12月から64年1月に区画整理、認可の準備をして66年に区画整に入つて行きたい。喜友名の現況測量が63年8月から11月中旬、64年7月

処やる人がいない状態であります。

皆様方からも業者に啓もうして早くつくるようにさせてもらいたい  
商工業者の法的保護もあり、資金を集めることも重要であります。  
運営も充分可能と思うし、商工業を保護育成して行くにも最善の方法と思つております。

14番～商工信協の敷地の点であるが、若し信協をつくった場合市有の敷地が  
借りられるかどうか。

市長～今の処別に以つてない。

4番～商工業育成策として今直ぐ考えられるのは、市内にある商工会が普  
天間一帯のものだと非難もありますが、市としては大きな組織、い  
わゆる市一円の商工会にするために側面からどんな方法で働きかけ  
られたか。

市長～市の商工会に聞いた所、全市の商工業者に呼びかけているが、入会  
して来ないとのことであります。

3番～問5については省略します。

問6・都計を継続なされると云はれるが、在仕中に実施なされる都  
計の金額と実施予定を年次毎に示めしてもらいたい。

市長～非常に大事な問題であります。マスター・プランが出来ると年次別の  
も出来ますが今の處未だ出来ておりません。  
全体のプランも出来ておりませので、年次毎の実施予定は示されま  
せんが、いざ仕事をやる場合は政府の認可と補助を得てからやらう  
と思います。政府の審議会で一轍になつて事業計画を決定しますの  
で、決定にならないと仕事を進めるることは出来ない。

建設課長～マスター・プランを提出して都計の認可を待つています。予算  
も組まれておりますが、その通り実施出来るかどうか不明であります。  
市案として実施の予定は、本年12月から63年の3月までに  
マスター・プランの法的決定。普天間の排水工事を62年11月から  
63年5月までに終えたい。又マスター・プランの決定に附随して区  
画整理の準備があります。第1年次が大瀬名・真志喜・字地泊の現  
況測量。12月から1月は諸準備。3月以降に区画整理をしよう  
と思つております。

大山・伊佐を63年7月から10月まで現況測量。12月から64  
年1月に区画整埋、認可の準備をして66年に区画整に入つて行き  
たい。喜友名の現況測量が63年8月から11月中旬、64年7月

から10月までに認可の手続、65年2月に区画整理に入りたいと思う。残る地域の区画整理の準備と施行を63年の4月にやつて行き、年中道路維持の調査準備と父5ヶ月年2ヶ月間の調査準備をしてあとは維持管理にもつて行きたいと思つています。

11番～都市計画の継続実施と努力目標の中にあるが、今後の事業実施に伴う財源のうら付はいかにねん出されるか。

市長～政府の補助金と自己資金でやり、場合によつては自己資金の中に起債するかも知れません。又計画地域の税でまかなうときもあると思う。具体的にはどれにいくらとは決つてない。

19番～大体実施のプランは聞きましたが、将来どのような構想でやられるか概略でも聞かせて戴きたい。

例へばプランには将来道路になると云う場所で永久建物を建てた場合非常に困る事が出て来ると思うが、その対策はどうするかと。

市長～これについては、相当時間がかかりますので後で説明会をもつて都計全般を説明したいと思いますが。

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～では憩休中に話し合がありました通り都計に関する質問は、日を改めて、説明会をもつことに致します。

4番～土木事業いわゆる市内の各種道路の補修がおろそかになつて悪い道路が多くあります。又農道についても雑草が一杯生えて道であるのかわからぬ処がありますが、従来の区土木事業を市でやるとのことでありましたが、どうなつているか。又道路補修の面は整備されておるのか。

建設課長～道路に対する基本的考え方でありますが、道路法によれば政府道・市道・町村道となつてゐるが、その維持管理については、それぞれ、政府・市・町村となつております。

宜野湾市の場合は基本幹線闊ち市道と名のついたものが、政府道でその外の道路は市の材料提供と地元負担により見ている状況である。必要な箇所があれば区長を通じて申請すれば材料を提供するようになつてゐる。総合的の計画もありますが雑草の生えた処は不必要的道路と思う。現在は市道と云う幹線道路だけについて強化しています。

から 10 月までに認可の手続。65 年 2 月に区画整理に入りたいと思う。残る地域の区画整理の準備と施行を 63 年の 4 月にやつて行きたい。年中道路維持の調査準備と又 5 ケ年 2 ヶ月間の調査準備をしてあとは維持管理にもつて行きたいと思つています。

11 番～都市計画の継続実施と努力目標の中にあるが、今後の事業実施に伴う財源のうら付けいかにねん出されるか。

市長～政府の補助金と自己資金でやり、場合によつては自己資金の中に起債するかも知れません。又計画地域の税でまかなうときもあると思う。具体的にはどれにいくらとは決つてない。

19 番～大体実施のプランは聞きましたが、将来どのような構想でやられるか概略でも聞かせて戴きたい。

例へばプランには将来道路になると云う場所で永久建物を建てた場合非常に困る事が出て来ると思うが、その対策はどうするかと。

市長～これについては、相当時間がかかりますので後で説明会をもつて都計全般を説明したいと思います。

議長～暫休憩致します。(午後 2 時 40 分)

議長～再開致します。(午後 2 時 45 分)

議長～では懇親中に話し合がありました通り都計に関する質問は、日を改めて、説明会をもつことに致します。

4 番～土木事業いわゆる市内の各種道路の補修がおろそかになつて悪い道路が多くあります。又農道についても雑草が一杯生えて道であるのかわからぬ處がありますが、従来の区土木事業を市でやるとのことでありましたが、どうなつているか。又道路補修の面は整備されてあるのか。

難波課長～道路に対する基本的考え方でありますが、道路法によれば政府道・市道・町村道となつてゐるが、その維持管理についてはそれぞれ、政府・市・町村となつております。

宜野湾市の場合は基本幹線道路と名づいたものが、政府道でその外の道路は市の材料提供と地元負担により見ている状況である。必要な箇所があれば区長を通じて申請すれば材料を提供するようになつてゐる。総合的の計画もありますが雑草の生えた處は不必要的道路と思う。現在は市道と云う幹線道路だけについて強化しています。

4番～当然市が維持管理すべき市道にあつても相当あれている所があるが  
区長の申請がない限りやらないのか。  
申請があるなしにかかわらず当然市が補修すれば維持管理が容易で  
あるが、放置することによつて大きな損害を受けると思うが。

建設課長～市道で特に悪い所は直ぐ補修したいと思っております。

議長～暫休憩致します。(午後3時)

議長～専用致します。(午後3時5分)

19番～新しく開放された知念堂原について、区画整理の問題であるが地主  
は早めに家を建てようとしている。計画もしな前に建築の申請があ  
った場合、拒否する根きよがなければ将来大きな問題になると思う  
が、整理の因面は出来ているのか。

建設課長～土地調査と密接な関係がありますが、道路の区画計算は出来てお  
ります。市による行政施行であり、ここに大きな問題がある。  
市の行政区画施行の場合、政府の認可に基づいて、市はこれに関する  
条例を設定してから法的に効力が発生するということになる。  
認可もあり条例も設定してからは地主個人の意見は通らないようにな  
ります。又地主の地積調査が未だ出来てない關係であります。

19番～環境衛生の整備は市民の保健上緊急事だと思うが、年々消掃週間に  
**癪**感する事だが、排水ちらりの処理等についてどう考え、かつその対  
策はどうなつているか。

蓮長～道路の排水については、失効事業とも関連してその人夫を利用して  
やつしている。  
ちりの処理については町の発展のため毎年気を配っているが、来年  
は予算に計上して消却ろを作つて処理したいと思っております。

議長～次に進みます。

4番～問1.2.3.は省略致します。

問4.労働者の福し向上を計ることが、労働行政の最も大きな使命  
だと思うが、市長が云う労働協調は過去において、如何なる対策が  
講じられたか、又今後如何なる方法で育成強化を計るか御伺いしま  
す。

市長～従来は直接労働局から指導等もありましたが、今後は市としても状  
況を経営者、労働者にお知らせし、労働基準法等の指導や説明会を  
もつて、トラブルのないようにしたいと思う。  
失業対策については、政府の調査によりますが、余計斡旋してもら  
うようにしたい。労働者の中には実際の失業者ではなく自分の働く

4番～当然市が維持管理すべき市道にあつても相当あれている所があるが区長の申請がない限りやらないのか。

申請があるなしにかかわらず当然市が補修すれば維持管理が容易であるが、放置することによつて大きな損害を受けると思うが。

建設課長～市道で特に悪い所は直ぐ補修したいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午後3時)

議長～暫開会します。(午後3時5分)

19番～新しく開放された知念堂原について、区画整理の問題であるが地主は早めに家を建てようとしている。計画もしな前に延滞の申請があつた場合、拒否する根きよがなければ将来大きな問題になると思うが、整理の凶面は出来ているのか。

建設課長～土地調査と密接な関係がありますが、道路の区画計算は出来ております。市による行政施行であり、ここに大きな問題がある。

市の行政区画施行の場合、政府の認可に基づいて、市はこれに準する条例を設定してから法的に効力が発生するということになる。

認可もあり条例も設定してからは地主個人の意見は通らないようになります。又地主の地積調査が未だ出来ていない関係であります。

19番～環境衛生の整備は市民の保健上緊急事だと思うが、年々消掃週間に病感する事だが、排水ちらりの処理等についてどう考え、かつその対策はどうなつているか。

董事長～道路の排水については、失効事業とも関連してその人夫を利用してやつている。

ちらりの処理については町の発展のため毎年気を配つていて、来年は予算に計上して消却ろを作つて処理したいと思つております。

議長～次に進みます。

4番～問1.2.3.は省略致します。

問4～労働者の福し向上を計ることが、労働行政の最も大きな使命だと思うが、市長が云う労働協調は過去において、如何なる対策が講じられたか、又今後如何なる方法で育成強化を計るか御伺いします。

市長～従来は直接労働局から指導等もありましたが、今後は市としても実状を経営者・労働者にお知らせし、労働基準法等の指導や説明会をもつて、トラブルないようにしたいと思う。

失業対策については、政府の調査によりますが、余計斡旋してもらうようにしたい。労務者の中には実際の失業者ではなく自分の働く

力に余ゆうがあつて働きたいと云う人もおりますので、このような方も失対事業にお願いしたいと思つている。

4番 ~労働講座等をもうけて指導助言することあります、これだけではなく、役所内に係職員もおりますので直接事業所や職場に派遣して、労使の状態・企業の状態を充分調査しそれに基づいて施策として、こうやつて行きたいと云うような点を出して、失業対策についても考慮してもらいたいことを要望する。

市長番 ~役所の労働組合が結成された場合、市長はどう考えるか、又認めるかどうか。

市長 ~組合が結成された場合認めざるを得ないと思います。

議長 ~外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

4番 ~聞5.は省略します。

問6 農業所得の引上げと云うことが、よく云われているが市内の61年度の農家所得はどうなつてあるか、又今後の施策について御伺いします。

市長 ~本市のような形態で所得算定も難しいのですが、経済課の調査では農家が2,176戸ありますが、平均収入が623万位となつてあります。施策については多くの取かくを上げるのが第1でありますが、きまつた土地で最高の所得を上げるには、それだけの技術が必要であり、特に今はキビ作となつていて、キビ作の場合合じを使っておりますが、どうしてもスイヒをよけい使はなければならぬ諸経費が多くかかつた場合外のサトウより生産コストが高くなりますが、コストを安くするにはどうしても農業経営を近代化して協同で昔来は機械でやるよう今まで発展させないと、他の製品に立打出来ない。又他の農産物は公設市場等利潤して販路を広める必要はないかと思つております。

4番 ~農産市場の利用について、現在は他市町村から譲り受けやその他の農産物が入つて来ておりますが、市場を利用することによって農家の経済も向上すると思うが。

経済課長 ~これは敷地は取つてありますが、道路の整備が必要であります。農産物はキビ作が多くなり以前の半分位になつておりますが、隣村の人に協力を呼びかけて発展させて行きたいと思つております。

1番 ~農家所得を向上させるため、協同経営を進められるとの事でありますが、薪烟が少く、~~少く~~境界のあせ道等なくして、協同でやるとの事か、交換分合をしてやるのか又テストケースとしやるのか。

力に余ゆうがあつて働きたいと云う人もおりますので、このような方も失業対策にお願いしたいと思つている。

4番 ~労働講座等をもうけて指導助言するとのことであります。これだけではなく、役所内に係職員もおりますので直接事業所や職場に派遣して、労使の状態・企業の状態を充分調査しそれに基づいて施策として、こうやつて行きたいと云うような点を出して、失業対策についても考慮してもらいたいことを要望する。

市長番~役所の労働組合が結成された場合、市長はどう考えるか。又認めるかどうか。

市長 ~組合が結成された場合認めざるを得ないと思います。

議長 ~外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

4番 ~問5.は省略します。

問6 農業所得の引上げと云うことが、よく云われているが市内の61年度の農業所得はどうなつてあるか。又今後の施策について御伺いします。

市長 ~本市のような形態で所得算定も難しいのですが、経済課の調査では農家が2,176戸ありますが、平均収入が623万位となつております。施設については多くの収入を上げるのが第一でありますが、きまつた土地で最高の所得を上げるには、それらけの技術が必要であり、特に今はキビ作となつてゐるが、キビ作の場合合計を使っておりますが、どうしてもスイヒをよけい使はなければならぬ諸経費が多くかかつた場合外のサトウより生産コストが高くなりますので、コストを安くするにはどとしても農業経営を近代化して協同で将来は機械でやるようにまで発展させないと、他の製品に立打出来ない。又他の農産物は公設市場等を利用して販路を広める必要はないかと思つております。

4番 ~農産市場の利用について、現在は他市町村から野さい類やその他の農産物が入つて来ておりますが、市場を利用することによつて農家の経済も向上すると思うが。

経済科長~これは敷地は取つてありますが、道路の整備が必要であります。農産物はキビ作が多くなり以前の半分位になつておりますが、隣村の人に協力を呼びかけて発展させて行きたいと思つております。

1番 ~農家所得を向上させるため、協同経営を進められるとの事であります。新地が少くなくて境界のあぜ道等なくして、協同でやるとの事か、交換分合をしてやるのか又テストケースとしやるのか。

経済課長～部落に行く場合その話しを進めているが、これは難しい問題であるので、手近な養トン業等がら進めなければ出来ないと思う。  
最初は農協の役員だけやつて段々これにもつて行きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。（午後3時30分）  
議長～専門致します。（午後3時37分）

議長～外にありませんか。（ないものと認め次に進めます）

6番～現在までの市の滞納額はいくらか、徴税と納税と二通りあるが、税は納税が原則と思うが、納税成績はどうなつているか。

市長～8月31日までの滞納額が48,423 \$ 33此56%となつております。  
徴税の方法は、徴税吏員を図張させてやつている。

6番～滞納は徴収不可能か、それとも努力すれば徴収出来るものか。

財政課長～8月31日が予算のしめ切でありますので、その時現在でそうなつておりますが、その後相当に納付されたのもありますので滞納額は少くなくなつております。

現年度(62年)の繰越し滞納した調定額が78,447\$67で8月31日調定が58,662 \$で残りが25,795 \$ 97で、滞納額の60年度定が32,550 \$17。その内徴収したのが9,712 \$92であります。  
22,838 \$は徴収不可能の分も含まれております。

現年度でも賦課当時は在住していたが、令書配布のときには行先不明等というものがあります。

前年度の住所不明で未徴収の分は不能欠損処分にすべきであります  
が、所轄が分るかも知れないので、その処分はしてありません。  
納税と徴税ですが、権利を主張するには義務をはたさねば出来ませんので、徴税はあたらぬと思います。

徴税の方法は週間をもうけて、職員が出張して区長と協力して徴収しております。それでも滞納の多いところは区長と相談して普段でもその区に行つて徴収している。

10番～滞納は事業税が多いのか、それとも一般税が多いのか。

財政課長～農家部落にはありませんが、町の方が悪い。

10番～週間をもうけて徴収やつているとの事であります  
が、成績はどうか

財政課長～土曜、日曜日を利潤して、400 \$位集ります。

9番～滞納で一法人との位の滞納をしているか。（最高）

経済課長～部落に行く場合その話しを進めているが、これは難しい問題であるので、手近な養トン業等がら進めなければ出来ないと思う。  
最初は農協の役員だけ就いて段々これにもつて行きたいと思つております。

議長～暫休願致します。(午後3時30分)

議長～専門願致します。(午後3時37分)

議長～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

6番～現在までの市の滞納額はいくらか、徴税と納税と二通りあるが、税は納税が原則と思うが、納税額はどうなつてあるか。

市長～8月31日までの滞納額が48,423 \$ 33仙で56%となつております。  
徴税の方法は、徴税吏員を闇襲させてやつてある。

6番～滞納は徴収不可能か、それとも努力すれば徴収出来るものか。

財政課長～8月31日が予算のしめ切でありますので、その時現在でそうなつておりますが、その後相当に納付されたのもありますので滞納額は少くなくなつております。

現年度(62年)の越越し滞納した調定額が78,447\$67で8月31日調定が58,662 \$で残りが25,795 \$ 97で、滞納額の60年度定額が32,550 \$17。その内徴収したのが9,712 \$92であります。

22,838 \$は徴収不可能の分も含まれております。

現年度でも賦課当時は在任していたが、令書配布のときには行先不明等というものがあります。

前年度の住所不明で未徴収の分は不能欠損処分にすべきであります  
が、所在が分るかも知れないので、その処分はしてありません。

納税と徴税でありますが、権利を主張するには義務をはたさねば出来ませんので、徴税はあたらぬと思います。

徴税の方法は週間をもうけて、職員が出張して区長と協力して徴収しております。それでも滞納の多いところは区長と相談して普段でもその区に行つて徴収している。

10番～滞納は事業税が多いのか、それとも一般税が多いのか。

財政課長～農家部落にはありませんが、町の方が多い。

10番～週間をもうけて徴収やつているとの事であります、成績はどうか

財政課長～土曜・日曜日を利用して、400位集ります。

5番～滞納で一法人との位の滞納をしているか。(最高)

財政課長～法人の方に力を入れておりまので、ほとんど滞納はありません。

先に申し上げた現状額で 61 年度 45,687\$23 が法人關係の税でその内 40,705\$21 は徴収済であります。

5 番～過去において支払能力のある納税者に対し、強制執行を行つたことがあるか。

財政課長～強制執行の段階にいつたことはありません、融資關係で担保に入れようとしたときおさえて徴収したことがあります。

8 番～徴税については色々尽力されているが、未だ滞納があるということは遺憾に思つている。

適正課税、適正納税という点から、定まつた期間に納税するのは申すまでもありませんが、特に普天間地域が悪いとのことでありますが、これに対する相談所を設けて、極力税の指導、納税思想を高める意味から是非必要であると思う。そうすることによつて滞納も最少限にいくとめることが出来ると思うが。

財政課長～成程必要ではあると思つております。然し現状では相談所を設けてもどの程度相談に来られるかが疑問である、疑問のある場合は財政課で詳しく御説明して納得の行くようにしておりますので、今のところ相談所を設置するということは考えておりません。

10 番～外人關係で課税対象になつているのは何件か。

財政課長～現在 8 社で固定資産をもつております。

10 番～税法によると現況によつて課税することであるが、新規の場合都市計画の範囲内であるが、宅地として賦課されているのか又土地台帳地積に対して賦課されているのか御伺いします。

財政課長～現在宅地として使用している分に課している。

8 番～疑問のある人に対しては納得の行くように説明していることあります。異議のあつた場合諸般の出しほと所得等も検討して現物の調査もする必要があると思います。尚本市場はこれからどんどんのびて行きますので、是非相談所を設置するよう御要望申し上げます。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6 番～問 2 は省略します。

問 3. 右山の現在の経営はどうなつてゐるか、今後どのような方法で経営するつもりか。

財政課長～法人の方に力を入れておりますので、ほとんど滞納はありません。

先に申し上げた現祝額で 61 年度 45,687\$23 が法人関係の税でその内  
内 40,705\$21 は徴収済であります。

5番～過去において支払能力のある納税者に対し、強制執行を行つたこと  
があるか。

財政課長～強制執行の段階にいつたことはありません。融資関係で担保に入  
れようとしたときおさえて徴収したことがあります。

8番～徴税については色々尽力されているが、未だ滞納があるということ  
は遺憾に思つてゐる。

適正課税・適正納税という点から、定まつた期間に納税するのは申  
すまでもありませんが、特に普大間地域が悪いとのことであります  
が、これに対する相談所を設けて、極力税の指導、納税思想を高め  
る意味から是非必要であると思う。そうすることによつて滞納も最  
少限にくいとめることが出来ると思うが。

財政課長～成程必要ではあると思つております。然し場状では相談所を設け  
てもどの程度相談に来られるかが疑問である。

疑問のある場合は財政課で詳しく御説明して納得の行くようにしてお  
りますので、今のところ相談所を設置するということは考えてお  
りません。

10番～外人関係で課税対象になつているのは何件か。

財政課長～現在 8 社で固定資産をもつております。

10番～祝法によると場況によつて課税するとのことであるが、新城の場合  
都市計画の範囲内であるが、宅地として賦課されているのか又土地  
台帳地積に対して賦課されているのか御伺いします。

財政課長～現在宅地として使用している分に課している。

8番～疑問のある人に対しては納得の行くように説明しているとのことであ  
りますが、異議のあつた場合諸帳簿も出し本人の所得等も検討して  
場物の調査もする必要があると思います。尚本市場はこれからど  
んどんのびて行きますので、是非相談所を設置するよう御要望申し  
上げます。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6番～問 2 は省略します。

問 3. 右山の現在の経営はどうなつてゐるか。今後どのような方法  
で経営するつもりか。

あの石山では最小の経費で最大の効果をもたらすという自治行政の面からは、大きな疑問であるが、市当局として如何なる見解をもつていて、尚所有権はどうなっているか。

建設課長～ブルトーザで石粉を取る計画でやつております。此の外にシヤボによって搬出し計算乗又は一枚土木建設面の仕事に使用しております。最小の経費で最大の効果をもたらすのが疑問であるとのことであります。後で数字的にプリントをして配布したいと思つてあります。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6番～戦後多くの個人有地が道路につぶされているが、市にこれの対策ありや。

市長～この問題は非常に難しい問題であります。政府としても調査をするとの話も聞いておりますが、市町村単独では解決出来ない問題であると思つております。

議長～只今定期4時になつておりますが、後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議ないしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～では次に進めます。

7番～問1.2.は省略致します。  
問3.道路維持修繕、新設改良の計画また事業執行の方法について御伺いします。

建設課長～これは都計とも関連致しますが、概略を申し上げますと市道は市が、小さい道は材料は市が提供し労務は地元負担でやつていく。  
新設改良については、前にも申し上げましたが、将来は建設うち年計画を打立て行かねば出来ないと思つております。

議長～暫休憩致します。（午後4時10分）

議長～再開致します。（午後4時15分）

議長～では次に進めます。

7番～水道課の予算才出面の減価償却費は前年度より1,652万減額になつて

あの石山では最小の経費で最大の効果をもたらすという自治行政の面からは、大きな疑問であるが、市当局として如何なる見解をもつてゐるか、尚所有権はどうなつてゐるか。

建設課長～ブルトーザで石粉を取る計画でやつております。此の外にシヤホによって搬出し都計事業又は一般土木施設面の仕事に使用しております。最小の経費で最大の効果をもたらすのが疑問であるとのことがあります。後で紙にプリントをして配布したいと思つてあります。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6番～職後多くの個人有塙が道路につぶされているが、市にこれの対策ありや。

市長～この問題は非常に難しい問題であります。政府としても調査をするとの話も聞いておりますが、市町村単独では解決出来ない問題であると思つてあります。

議長～只今定刻4時になつておりますが、後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議ないしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～では次に進めます。

7番～問1.2.は省略致します。

問3.道路維持修繕、新設改良の計画また事業執行の方法について御伺いします。

建設課長～これは都計とも関連致しますが、概略を申し上げますと市道は市が、小さい道は材料は市が提供し労務は塙元負担でやつていく。新設改良については、前にも申し上げましたが、将来は建設5ヶ月計画を打立て行かねば出来ないと思つております。

議長～暫休憩致します。（午後4時10分）

議長～再開致します。（午後4時15分）

議長～では次に進めます。

7番～水道課の予算才出面の減価償却費は前年度より1,652\$減額になつて

おりますが、対照物件は増加になつておりますが、減価償却勘定等の算定方法について、お伺いします。

1. 水道事業について、詳しく御説明願います。
2. 水道料金、集金の方法、受水量と配水量の差、軍の賃住宅地と一般住民との水道料金に依る前年度の損益比較等について御説明願います。

水道課長～61年度の予算に減価償却がありましたが、61年度62年度の2ヶ月分を62年度の予算に計上しましたので、前年度より減になつております。

水道料金は立方米以下のリットルは調定には入つてないが、使用はしておりますので、それも計算に入れると25%が現実のドスとなります。マーシー地区は換算は現メーターでやつているが、受栓数に19,200ガロンを掛けて計算しています。

収入は62年度の一戸は調定額51,529\$35. 水代が18,008\$45. で差額が33,320\$90. となり64.66%であります。

マーシー地区は調定額が14,083\$05. で受水費が12,191\$57. で差引1,891\$48. の収入で13.5%となつております。

10番～水道料金は一般に高いといわれているが、値下さる考え方はないか。若し出来なければ、基本水量の8立方米、10立方米をもつと下げることは出来ないか。

水道課長～当市の今までの実績が平均して家事用が11.8立方米、営業用が43立方米の水を消費しております。

大体これが現状で基準も8立方米でよいではないかと思います。料金が高いといわれますが、それは市町村によって色々異なります。が、当市では10万円も起債をして15ヶ月年に元利償還をしなければならないし、又此れからも都計にマッチして工事を進めなければなりませんので、直ぐには料金の値下げは出来ないと思います。

8番～一般の水道料金は予算や収支の関係で値下げは出来ないとあります。学校使用の水道料金は現実P.T.A.の出費が多く問題になつているが、学校関係のものは来年度当たりからでも値下げすることは出来ないかどうか。

水道課長～学校関係は条例中の官公署用となつてあるが、一人当たり20リットルの飲水として1ヶ月600リットルで、これが基本料金の算定となつてある。8立方米に1\$の計算で非常に安くなつております。

前の料率と現実の差を出してみると900\$の減となつて、全体から約1万\$のオーバーになります。

現実1人当たり60リットルの計算でやつているが、実際の水使用量は普天間中校が1人当たり120リットルから130リットル。普天間小校が164リットルで両方とも2倍から3倍の水を使っている。大山小校が47リットルから68リットルであります。

ありますが、対照物件は増加になつておりますが、減価償却勘定等の算定方法について、お伺いします。

1. 水道事業について、詳しく御説明願います。
2. 水道料金、集金の方法、受水量と配水量の差、單の賃住宅地と一般住民との水道料金に依る前年度の損益比較等について御説明願います。

水道課長～61年度の予算に減価償却がありましたが、61年度62年度の2ヶ年分を62年度の予算に計上しましたので、前年度より減になつております。

水道料金は立万米以下のリットルは調定には入つてないが、使用はしておりますので、それも計算に入れると25%が現在のドスとなります。マーシー地区は検査は現メーターでやつているが、受栓数に19,200ガロンを掛けて計算しています。

収入は62年度の一般は調定額51,529\$35。水代が18,008\$45。で差額が33,320\$90。となり64.66%であります。

マーシー地区は調定額が14,083\$05。で受水費が12,191\$57。で差引1,891\$48。の収入で13.5%となつております。

10番～水道料金は一般に高いといわれているが、値下さる考え方はないか。若し出来なければ、基本水量の8立万米・10立万米をもつと下げるることは出来ないか。

水道課長～当市の今までの実績が平均して家事用が11.8立万米・営業用が43立万米の水を消費しております。

大体これが現状で基準も8立万米でよいではないかと思います。料金が高いといわれますが、それは市町村によつて食々異なりますが、当市では10万\$も起債をして15ヶ月年に元利償還をしなければならないし、又これからも都計にマツチして工事も進めなければなりませんので、直ぐには料金の値下げは出来ないと思います。

8番 ～一般の水道料金は予算や収支の関係で値下げは出来ないとのことあります。学校使用の水道料金は現在ビ・テ・エの出費が多く問題になつているが、学校関係のものは来年度当りからでも値下げすることは出来ないかどうか。

水道課長～学校関係は条例中の官公署用となつてゐるが、一人当たり20リットルの飲水として1ヶ月600リットルで、これが基本料金の算定となつてゐる。8立万米に1%の計算で非常に安くなつております。

前の料率と現在の差を出してみると900%の減となつて、全体から約1万\$の才入減になります。

現在1人当たり60リットルの計算でやつてゐるが、実際の水使用は普大間中校が1人当たり120リットルから130リットル。普大間小校が184リットルで両方とも2倍から3倍の水を使用している。大山小校が47リットルから68リットルであります。

- 議長 ~暫休憩致します。(午後4時31分)
- 議長 ~再開致します。(午後4時33分)
- 8番 ~学校の水の使用料が多いとのことであります、これを管理して技術的に考慮する余地はないか。
- 水道課長 ~今先申し上げましたようにこちらの推定使用水量より実際使用水量が非常に多いという事になつております。  
水の使用状況を見ると、学校のガランが粗悪質で水の撫だがあり、水を面白半分にどんどん出している状態であり、この面を管理し施設も代えたら良くなると思う。  
学校も良く節水の面も考慮し、それでも2倍3倍の使用水量であれば今後の問題として、基本水~~量~~をもつと引き上げるか超過料金を徴収するか検討しなければならないと思います。
- 議長 ~暫休憩致します。(午後4時45分)
- 議長 ~再開致します。(午後4時46分)
- 7番 ~問5.については省略します。
- 議長 ~次に進みます。
- 8番 ~問1.市政方針、本市の置かれ立地条件の認識の上に立つて、都市、農村の一体的振興を図る、これが具体的な計画について簡潔に御説明願います。
- 市長 ~都市として均こうがあるよう都市計画案も進めている。先づ商工業地域として計画を進めたが、産業を振興させるため企業や商工業の振興について、もつとも先に考えられるのは、商工会との連携を密接にすることあります。  
中小企業者の困った面にも力を尽して、市場の市況の統計や図表の整備、講習会等をやつて各面の指導に当つて行きたいと思う。  
第1次産業については、経営も技術も新しい農業にふさわしいような方向にもつて行き、公営市場も考えている。
- 議長 ~外にありませんか (なければ次に進めます)
- 8番 ~問2.は省略します。  
問3.教育の振興と施設の充実について。  
公営の幼稚園や託児所の設置計画はないか。
- 市長 ~公営の幼稚園については、文教局で色々考えられておりますが、又市内で公営の幼稚園として認可される場所がありませんので計画はありません。託児所の方も認可を受けられる所がありません。条件は施設、保母、現況、面積等があります。

- 議長 ~暫休憩致します。(午後4時31分)  
議長 ~再開致します。(午後4時33分)
- 8番 ~学校の水の使用料が多いとのことであります、これを管理して技術的に考慮する余地はないか。
- 水道課長 ~今先申し上げましたようにこちらの推定使用水量より実際使用水量が非常に多いという事になつております。  
水の使用状況を見ると、学校のガランが粗悪質で水の無だがあり、水を面白半分にどんどん出している状態であり、この面を管理し施設も代えたら良くなると思う。  
学校も良く節水の面も考慮し、それでも2倍3倍の使用水量であれば今後の問題として、基本水道をもつと引き上げるか超過料金を徴収するか検討しなければならないと思います。
- 議長 ~暫休憩致します。(午後4時45分)  
議長 ~再開致します。(午後4時46分)
- 7番 ~問5.については省略します。
- 議長 ~次に進みます。
- 8番 ~問1.市政方針、本市の置かれてた立地条件の認識の上に立つて、都市、農村の一体的振興を図る、これが具体的な計画について加えて御説明願います。
- 市長 ~都市として均こうがあるよう都市計画案も進めている。先づ商工業地域として計画を進めたが、産業を振興させるため企業や商工業の振興について、もつとも元に考えられるのは、商工会との連携を密接にすることです。  
中小企業者の困った面にも力を尽して、市場の市況の統計や図表の整備、講習会等をやって各面の指導に当つて行きたいと思う。  
第1次産業については、経営も技術も新しい農業にふさわしいような方向にもつて行き、公営市場も考えている。
- 議長 ~外にありませんか (なければ次に進めます)
- 8番 ~問2.は省略します。  
問3.教育の振興と施設の充実について。  
公衆の幼稚園や託児所の設置計画はないか。
- 市長 ~公営の幼稚園については、文教局で色々考えられておりますが、又市内で公営の幼稚園として認可される場所がありませんので計画はありません。託児所の方も認可を受けられる所がありません。  
条件は施設、保母、場況、面積等があります。

8番 ~教育も大分向上し教育の過程も高くなつたことは良いことであります  
が、本土と比較して大分差があると云われておりますので、予算  
面にも考慮されて教育振興にも尽力されるよう要望します。

16番~教育の振興と施設の充実をして行くため教育委員会としては別に、  
市長としてどの程度まで出来るか。

市長 ~教育税と市町村税は賦課はしても割合ではありますが、だからと  
云つて地方自治として教育を見ないと云うことはどうかと思う。  
市町村長としてどう云うことが出来るかと云いますと、例へば放題  
を購入すると云う時等教育税ではとうてい不可能であり、市の財源  
でもつて購入して側面的に援助している。  
今後も色々の点で協力して行きたいと思つております。

8番 ~市の窓口という处は市にとつてのパロメーターと云うべき處であります  
市民が窓口を利用するとき、事務的になれおろそかになりかちであります。例へば遠方から車で止明等を取りに来たが、あいにく中食  
時間になつて、40分50分も待たねば出来ないと云つた事が多々あ  
つたのであります。2・3分で済むことでありますので課長、係  
長で気を配つて世話をもらいたい。

総務課長~役所の窓口はサービス官庁でありますので、当然のことだと思つ  
つております。極力親近者として気軽に求められるよう尽力してお  
ります。  
特に窓口に勤務している職員の対応の素要、教養を高めて行くため  
資質の向上の面も必要と思つております。  
障害の問題であります。これは労働基準法にもある通り、うんと  
働いて、うんと休み、それによつて2倍3倍も能率があることも考  
えられます。  
時間的にはそのようにしてきまりを付けようと思つておりますので  
市民の方々にも勤務場所の状態をよく知つてもらいたいと思つてお  
ります。又急をようする方々の場合は休憩時間であつても一般職員  
にかわつてやつております。  
皆様からも役所の勤務時間や休憩時間等を市民にお知らせ願いたい  
と存じます。

議長 ~外にありませんか。(なければ次に進めることにします)

8番 ~問5については、省略致します。  
問6. 青少年不良化防止対策について問う。

市長 ~不良化防止の対策については、市駐在の社会教育主導以外には估

8番～強育も大分向上し教育の過程も高くなつたことは良いことであります  
が、本土と比較して大分差があると云われておりますので、予算  
面にも考慮されて強育振興にも尽力されるよう要望します。

16番～教育の振興と施設の充実をして行くため教育委員会としては別に、  
市長としてどの程度まで出来るか。

市長～教育税と市町村税の賦課はしても別機関ではありますが、だからと  
云つて地方自治として教育を見ないと云うことはどうかと思う。  
市町村長としてどう云うことが出来るかと云いますと、例へば財源  
を譲入すると云う時等教育税ではとうてい不可能であり、市の財源  
でもつて購入して側面的に援助している。  
今後色々の点で協力して行きたいと思つております。

8番～市の窓口という処は市にとつてのバロメーターと云うべき處であり  
市民が窓口を利用するとき、事務的になれおろそかになりかちであ  
ります。例へば遠方から車で証明等を取りに来たが、あいにく中食  
時間になつて、40分50分も待たねば出来ないと云つた事が多々あ  
つたのですが、2・3分で済むことでありますので課長・係  
長で気を配つて世話をもらいたい。

総務課長～役所の窓口はサービス官庁でありますので、当然のことだと思つ  
ております。極力親近感として気軽に求められるよう尽力してお  
ります。  
特に窓口に勤務している職員の応対の素要、教養を高めて行くため  
資質の向上の面も必要と思つております。  
時間の問題でありますが、これは労働基準法にもある通り、うんと  
考へて、うんと休み、それによつて2倍3倍も能率があることも考  
えられます。  
時間内にはそのようにしてきまりを付けようと思つておりますので  
市民の方々にも勤務場所の状態をよく知つてもらいたいと思つてお  
ります。又急をようする方々の場合は休憩時間であつても一般職員  
にかわつてやつております。  
皆様からも役所の勤務時間や休憩時間等を市民にお知らせ願いたい  
と存じます。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めることにします）

8番～問5については、省略致します。  
問6・青少年不良化防止対策について問う。

市長～不良化防止の対策については、市駐在の社会教育主事以外には估議

はしておりませんが、少年係、訪問教師、教育委員会、学校等がたえず現状を見て、これの歴史にあつております。  
係の職員はおいておりませんが、専門の訪問教師がおりますので、この方に援助協力をして行きたいと思っております。

8番 ~本土ではこれに対しまして大な予算を計上しているようですが、琉球政府では2,000ドルしか計上されてないので、残念であります。又市としても予算に計上してありませんが、これからひび行く子供達のために、市としてもある程度の予算は必要だと思うが。

市長 ~青少年保護は主に社会教育になつておりますので、予算は教育委員会に計上されております。

総務課長 ~本土の場合は教育行政と一般行政が全部市町村予算に計上されているようあります。  
制度の良否は別として、こちらの場合は一応制度上は別々でありますので、予算そのものは今先市長から御説明がありましたような点について充実を計る予算がございません。  
教育委員会で当然予算計上されると思うが、市としてもう観するわけにはいかない。機関、制度は別々でありますが、社会教育費として今回始めて社会及労働施設の款の中に目を設けて計上してあるこの予算は社会教育の一環として保護関係の資質向上を計る意味で助成すると、青少年不良化防止運動等の社会教育面の協議会がありますが、これ等に約80ドル位の予算を組んであります。

議長 ~外にありませんか。(なければ次に進みます)

8番 ~平和慰靈碑建立奉賀会に負担金として、350ドル計上してあるが、平和観音像の原形存置は将来本市の観光事業にプラスになると思うが、その存置に対して対策はないか。

市長 ~平和観音像の安置場所の選定が済んで後、原形はそのまま残したいから市の万てその運びをしてくれとのことで、予算を組もうかと思つていたが、その後全部那覇市誕やるとの事で、私は山田氏を前に原形を残してもらうようお願いした所、山田氏も残したいとの意向でございました。

議長 ~外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

8番 ~問8. 市営無料バス(算払下げ)について。

市長 ~市営無料バスについては、管理運営面でコザが問題になつておりますが、良く研究して見たいと思つております。

はしておりませんが、少年係、訪問教師、教育委員会、学校等がたえず現状を見て、これの防止にあつております。

係の職員はおいておりませんが、専門の訪問教師がおりますので、この方に援助協力をして行きたいと思つております。

8番 ~本土ではこれに対しまく大な予算を計上しているようですが、琉球政府では2,000\$しか計上されてないので、残念であります。又市としても予算に計上しておりませんが、これからのがて行く子供達のために、市としてもある程度の予算は必要だと思うが。

市長 ~青少年保護は主に社会教育になつておりますので、予算は教育委員会に計上されております。

総務課長~本土の場合は教育行政と一般行政が全部市町村予算に計上されているようあります。

制度の良否は別として、こちらの場合は一応制度上は別々でありますので、予算そのものは今先市長から御説明がありましたような点について充実を計る予算がございません。

教育委員会で当然予算計上されると思うが、市としてもう観するわけにはいかない。機関、制度は別々でありますが、社会教育費として今回始めて社会及労働施設の款の中に目を設けて計上してあるこの予算は社会教育の一環として保護関係の質向上を計る意味で助成すると、青少年不良化防止運動等の社会教育面の協議会がありますが、これ等に約80\$位の予算を組んであります。

議長 ~外にありませんか。(なければ次に進みます)

8番 ~平和慰靈碑建立奉賀会に負担金として、350\$計上してあるが、平和慰靈像の原形存置は将来本市の観光事業にプラスになると思うが、その存置に対して対策はないか。

市長 ~平和慰靈像の安置場所の選定が済んで後、原形はそのまま残したいから市の方でその運びをしてくれとのことで、予算を組もうかと思つていたが、その後全部那覇市轄やるとの事で、私は山田氏を訪ね原形を残してもらうようお願いした所、山田氏も残したいとの意向でございました。

議長 ~外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

8番 ~問8. 市営無料バス(軍払下げ)について。

市長 ~市営無料バスについては、管理運営面でコザが問題になつておりますが、良く研究して見たいと思つております。

議長～外にございませんか。（ないものと認め次に進めます）

8番～問題9. と場費の15箇光热水費中、水道料金が電機料よりもはるかに高額計上されているが、その算出基準を~~受け~~承りたい。

財政課長～ブタ1頭につき1,000リットルの水を使用するものとして、月15～20頭として1ヶ年6,240頭で水道料金は907,80串となります。電気料はボイラの送ふう機がありますので、120串となりますが、大体60%計上してあります。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

8番～問10. こう廃地解消費補助金について、62年度1,200, \$ 63年度600串解消後における農作物の管理指導等結果如何。また耕地の何方に当るか。

経済課長～こう廃地は耕地の60%であります。以前は琉球政府の補助金でやつておりました。当時はキビ作が盛んでなかつたので振わなかつたが、1945年前キビ作が盛んになつたので、特別の所しか残つておりません。

議長～外にございませんか。（ないものと認め次に進めます）

8番～問11. 自治七科（推七増産）補助金600串計上しているが、沖縄の農家は比較的推七合を持たず屋外堆積しているが、今後堆七合建設奨励の計画はないか。

経済課長～政府の施策を奨励しております。

8番～公設市場の使用料向う1ヶ年間無料として運営せしめるような考えはないか。

経済課長～今年の12月までは無料となつております。

8番～問15. 才入の賃貸金2,002串の具体的数字について質す。

市長～今度の祝賀行事でこの位は集ると思つて計上した。

議長～暫休憩致します。（午後5時45分）

議長～再開致します。（午後5時47分）

8番～問16. 5号線（中央通り）30号線（宮前通り）の排水路の拡張工事実施について、いつまでありますか。

建設課長～普天間の排水がほとんど一ヶ所に集まつております。又排水こうばい

議長～外にございませんか。（ないものと認め次に進めます）

8番～問題9。と場貫の15節光熱水費中、水道料金が電機料よりもはるかに高額計上されているが、その算出基礎を受付承りたい。

財政課長～1タ1頭につき1,000リットルの水を使用するものとして、月15～20頭として1ヶ月年6,240頭で水道料金は907,800円となります。電気料はヨイラの送ふう機がありますので、120円となりますが、大体60%計上してあります。

議長～外にありませんか。（なれば次に進めます）

8番～問10。こう廃地解消費補助金について、62年度1,200,000円63年度600円解消後における農作物の管理指導等結果如何。また新地の何方に当るか。

経済課長～こう廃地は新地の60%であります。以前は琉球政府の補助金でやつておりました。当時はキビ作が盛んでなかつたので振わなかつたが、1945年前キビ作が盛んになつたので、特別の所しか残つております。

議長～外にございませんか。（ないものと認め次に進めます）

8番～問11。自給ヒ料（推七増産）補助金600円計上しているが、沖縄の農家は比較的推七台を持たず屋外堆積しているが、今後推七台設奨励の計画はないか。

経済課長～政府の施策を奨励しております。

8番～公設市場の使用料向う1ヶ月間無料として運営せしめるような考えはないか。

経済課長～今年の12月までは無料となつております。

8番～問15。才入の寄附金2,002円の具体的数字について貰す。

市長～今度の祝賀行事でこの位は集ると思つて計上した。

議長～暫休憩致します。（午後5時45分）

議長～再開致します。（午後5時47分）

8番～問16。5号線（中央通り）30号線（宮前通り）の排水路の拡張工事実施について。

建設課長～普天間の排水がほとんど一ヶ所に集まつております、又排水こうばい

がゆるいので、はとんど用をなしてない。  
これを全面改修するか、現仕の排水こうを改修して行くか、今後検討して実施したいと思つております。

議長～外にありませんか。（なければ本日の日程はこれを以つて終りたいと思いますが。）  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本日の日程はこれを以つて終ることに致します。前、明日は午前10時より都市計画全般に関する説明会をもつことにして、その後一般質問の9番議員より始めることに致します散会（午後1時50分）

がゆるいので、はとんど用をなしてない。  
これを全面改修するか、現仕の排水こうを改修して行くか、今後検討して実施したいと思つております。

議長 ～外にありませんか。 (なければ本日の日程はこれを以つて終りたいと思いますが。)

(異議なしと呼ぶ)

議長 ～御異議がないものと認め、本日の日程はこれを以つて終ることに致します。尚、明日は午前10時より都市計画全般に関する説明会をもつことにして、その後一般質問の9番議員より始めることに致します散会(午後5時50分)